

令和3年度地域少子化対策重点推進交付金(令和3年度補正予算)実施計画書

(市町村分) 個票

自治体名

上毛町

(都道府県: 福岡県)

事業メニュー	結婚新生活支援事業						
区分	結婚新生活支援						
関連事業メニュー	3.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び新規に婚姻した世帯に対する引越費用に係る支援(都道府県主導型コース)						
個別事業名	上毛町新婚世帯・子育て世帯新生活応援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続				
実施期間	交付決定日 ~	令和5年3月31日	事業開始年度	令和元 年度			
対象経費支出予定額 ※(注)1	1,447,380			円			
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>上毛町においては、国の少子化対策集中取組期間(平成27年度~平成31年度)に合わせ、少子化対策の一環として平成29年度から婚活事業を始め、結婚支援を含めた総合的な取組を始めたところである。</p> <p>この中で、結婚支援については、平成29年の婚姻数が19件、婚姻率が2.46と、過去に比べて経年的に低下傾向にある。(参考:平成26年(婚姻数24件、婚姻率3.03))にとどまらず、日本全体の婚姻率(5.2(平成26年))と比べても低い状況にあり、緊急に対策を講じる必要がある。</p> <p>令和2年度から5年間を計画期間とする「第2期上毛町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、基本目標において「新しいひとの流れをつくる」や「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」をそれぞれ掲げ、具体的には①移住・定住の促進②結婚への支援の充実③教育環境の充実などの取り組みを行うこととしている。また、同じく令和2年度からの5年間を計画期間とする「第2期上毛町子ども・子育て支援事業計画」においても、①健康で安心感のある子育て環境づくり②ニーズに応じた子育て支援の充実③経済的負担軽減の取り組みなどを掲げ、「保護者が安心とゆとりを持って子育てできるまち」を目指すこととしている。本事業については、結婚を促進するとともに新婚世帯・子育て世帯の経済的支援を行い、安心して妊娠・出産できる環境作りにつなげ、出産前を含む子育ての全段階において切れ目のない支援を行うことを目標としており、総合戦略における取組②、子ども子育て支援事業計画における取組③などに位置づけられる。</p>						
個別事業の内容	(個別事業の内容) ※(注)3						
	1. 概要						
	【補助対象要件】						
	・所得要件	<input type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が400万円未満	<input checked="" type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合	所得要件無し	
	・年齢要件	<input type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input checked="" type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合	申請日における夫婦の満年齢の合計が80歳未満	
	【補助上限額】 ※補助対象費目について、一般コース・連携コースのいずれかで記載すること。						
	一般コース	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合		
	都道府県主導型コース	29歳以下の場合	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input checked="" type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合	引越費用(初期費用)の上限 112,200円 家賃の上限 123,420円
		39歳以下の場合	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input checked="" type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合	引越費用(初期費用)の上限 112,200円 家賃の上限 123,420円
	【その他独自要件】						
夫婦のいずれにも税の滞納実績が無いこと。							
2. ①申請見込み世帯数	5		世帯				
※都道府県主導型の場合の内訳	共に29歳以下	2	世帯	左記以外	3 世帯		
【積算根拠】							
5件×235,620円(補助上限額)×2/3(補助率)=785,400円							
※5件については、令和元年度の当事業における支給実績を引用。							
※令和4年度は、コロナ禍での婚姻数減少も多少落ち着くことを見込み、令和3年度見込世帯数+2件を見込む。							
※要件緩和部分は、本交付金対象外とし一般財源で対応する。							
〔 令和3年度見込世帯数 3 世帯 〕							
②継続補助の見込	2		世帯				
対象経費支出予定額	269,280		円				
3. 広報の実施予定							
制度について、町の広報誌に2回掲載(4月、9月)、また、町のHPに制度を掲載する。							

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目		単位	目標値	現状値
		合計特殊出生率	件	1.8(令和6年)	1.15(令和2年)
		出生数	人	50(令和6年)	39(令和2年)
		婚姻届提出件数	組	150(令和6年)	18(令和2年)
参考指標 ※(注)5	項目		単位	直近の実績	
		合計特殊出生率	%	1.15(令和2年)	
		婚姻件数	件	18(令和2年)	
		婚姻率	%	2.37(令和2年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
		支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	70	18
		結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	70	100
		結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	100	100
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県が運営するメールマガジン(登録者:約10,000人)や県HPで広報を行う。 ・福岡県が設置する結婚新生活支援事業拡大方策全体協議(仮称)において、本事業の効果や課題・検証等を行い、次年度以降の事業に反映させていく。 ・福岡県と圏域内の複数市町村が連携した広域的な出会いイベントの開催にあたって、イベントを企画するための情報提供、対象となる独身者の選定(どの企業・団体にするか)、募集チラシの周知(集客)、参加者募集企業に対する結婚新生活支援事業の周知及び市町村が実施する子育て世帯向け講座等の周知(開催も含む)、各市町村の地域資源の提供を行う。また、福岡県が取り組む高齢者による子育て支援推進事業において、マイスター人材やマイスターの活動先となる子育て支援施設の提供等を行う。 				
	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産業者や引越業者に対し、チラシ配架等に協力いただくことで、幅広く対象世帯に情報を提供する。 ・商工会や商工会議所等と連携し、会員企業の従業員に対して情報提供を行う。 				
委託契約の有無 ※優良事例の横展開支援事業又は重点課題事業を実施する場合のみ記載					
上記「事業内容」について、「地方創生推進交付金」の申請の有無	無				

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題と、それらを踏まえ、自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付けを記載すること。
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的な内容を記載すること。また、事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること。
 - ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和4年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
 - ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
 - ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。